福岡県公報

令和八年十一月二十日
第七百四十五号
増　刊　①

目　次

告　示（第六百八十二号）
○県が管理する港湾施設の概要の一部改正（港　湾　課）……1

告　示

福岡県告示第六百八十二号

県が管理する港湾施設の概要（昭和五十八年四月福岡県告示第六百二十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二十日

福岡県知事　服部　誠太郎

同港(2)外郭施設の表防波堤の部波除堤の項の次に次のように加える。

防波堤	波除堤（魚釣施設）	遠賀郡芦屋町西浜町	170.6

同港(3)係留施設の表船揚場の部船揚場の項の次に次のように加える。

浮さん橋	芦屋港浮桟橋	遠賀郡芦屋町西浜町	－3	6.0×14、7.0×30、8.0×49、9.0×26、10.0×24、11.0×14、12.0×8、13.0×2、14.0×1、20.0×3	－	－

同港(6)保管施設の表3号野積場の項を次のように改める。

3号野積場	4号A岸壁背後北東側	2,590	

同港(6)保管施設の表の次に次の二表を加える。

(7)港湾環境整備施設

施設の種類	名称	位置	面積（m^2）	施設の概要
緑地	芦屋港緑地	遠賀郡芦屋町西浜町	1,000	芝生

(8)港湾環境整備施設（その他の施設）

名称	位置	延長（m）	敷地幅（m）
魚釣施設（波除堤）	遠賀郡芦屋町西浜町	170.6	6

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部法務・県民情報課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）